

第1章 計画の基本的事項

1

計画の目的

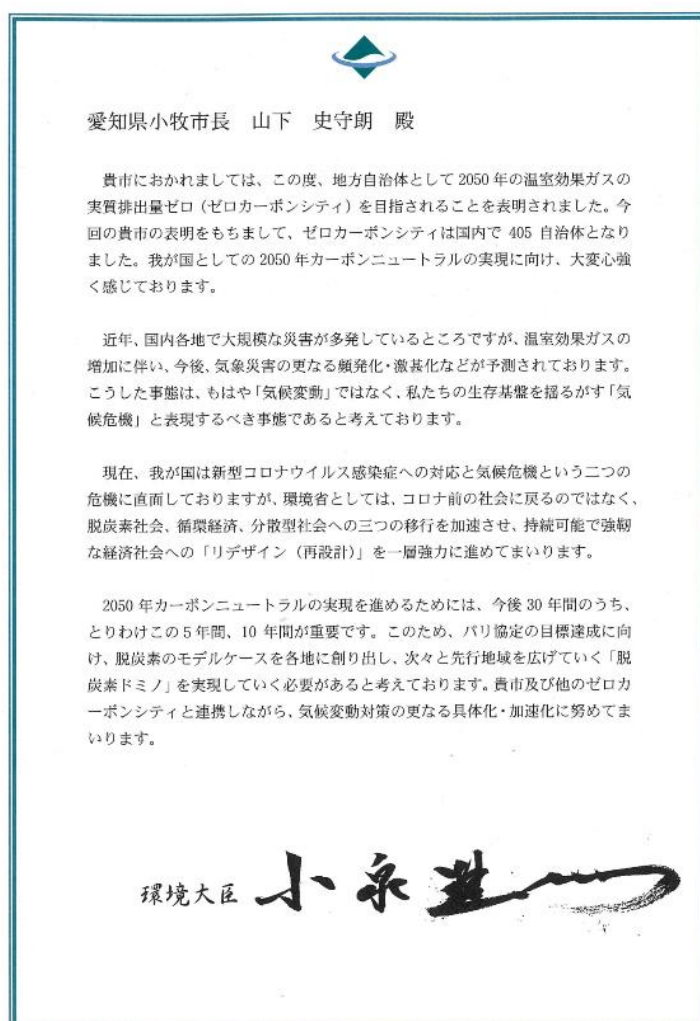
小牧市では、平成 15（2003）年 3 月に第一次となる「環境基本計画（第一次計画）」を策定し、平成 17（2005）年 11 月 19 日に環境都市宣言を行うとともに、第一次計画の環境像「尾張野の 四季の恵みが 実感できるまち」「環境都市こまき」を目指してまちづくり、地域づくりに取り組んできました。

令和 2（2020）年 3 月には、「第三次小牧市環境基本計画（第三次計画）」を策定し、実施すべき重点施策について、その進捗状況を毎年点検し、年次報告書として公表することにより、計画を着実に推進するよう努めてきました。

計画策定から 5 年の間に、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、小牧市においても、令和 3（2021）年 6 月に 2050 年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組み温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、令和 7（2025）年市制 70 周年にあわせ、環境への取組をより推進するため「環境都市宣言」を変更します。

このような背景を踏まえ、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために現行計画である「第三次計画」の見直しを行い、あらゆる主体が協働して、環境保全と創造に資する取組を充実させ、推進していきます。

小牧市ゼロカーボンシティ表明に対する環境大臣からのメッセージ



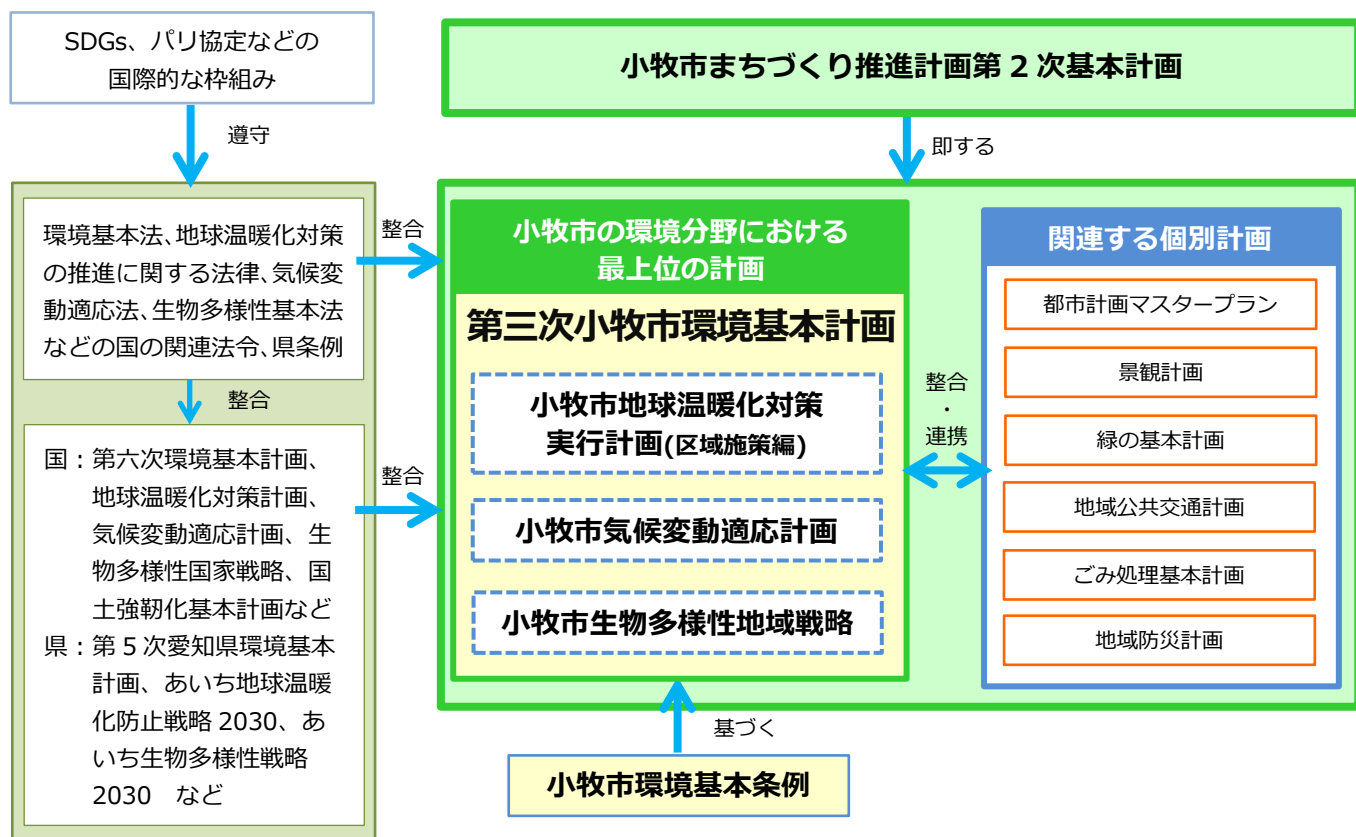
2 計画の位置付け

本計画は、小牧市環境基本条例第 8 条に基づき策定します。同条例第 3 条の基本理念及び同条例第 7 条の基本方針に基づき、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けるもので、小牧市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第 2 次基本計画」に掲げる理想のまちを実現するため、環境行政の最も基礎となる計画です。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「小牧市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「小牧市気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第 13 条に基づく「小牧市生物多様性地域戦略」を包含します。

計画の推進に当たっては、国や愛知県の環境基本計画及び小牧市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容と整合を図ります。

第三次小牧市環境基本計画（改定版）の位置付け



3

計画の期間

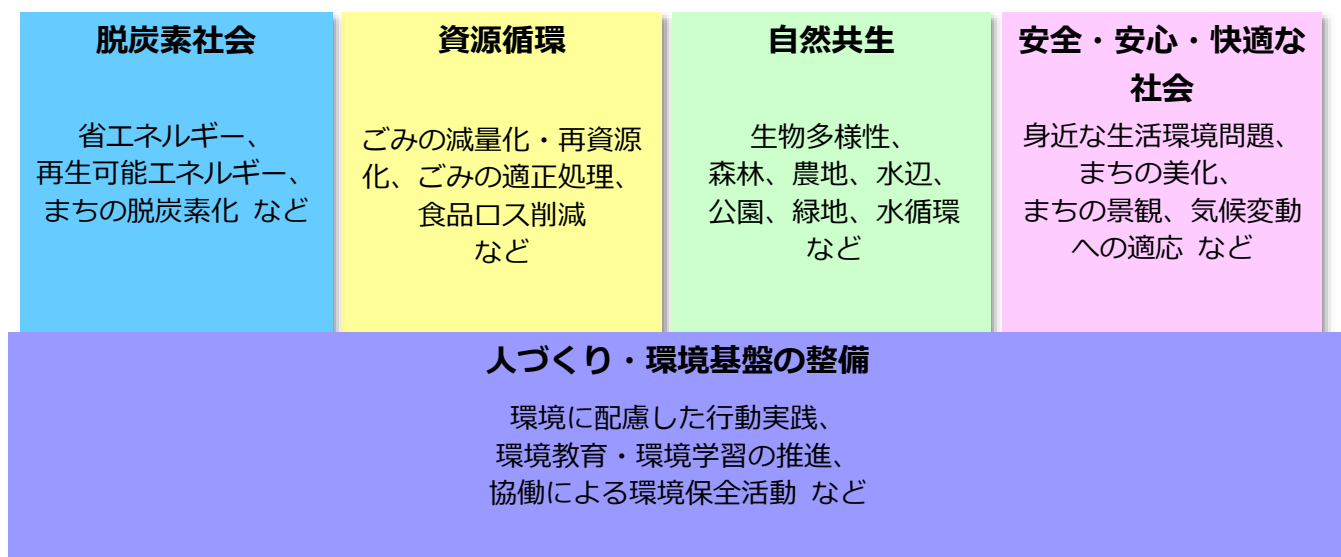
本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。
また、小牧市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜対応するものとします。

4

計画の対象分野

本計画が対象とする分野は、「脱炭素社会」「資源循環」「自然共生」「安全・安心・快適な社会」「人づくり・環境基盤の整備」の 5 分野とします。

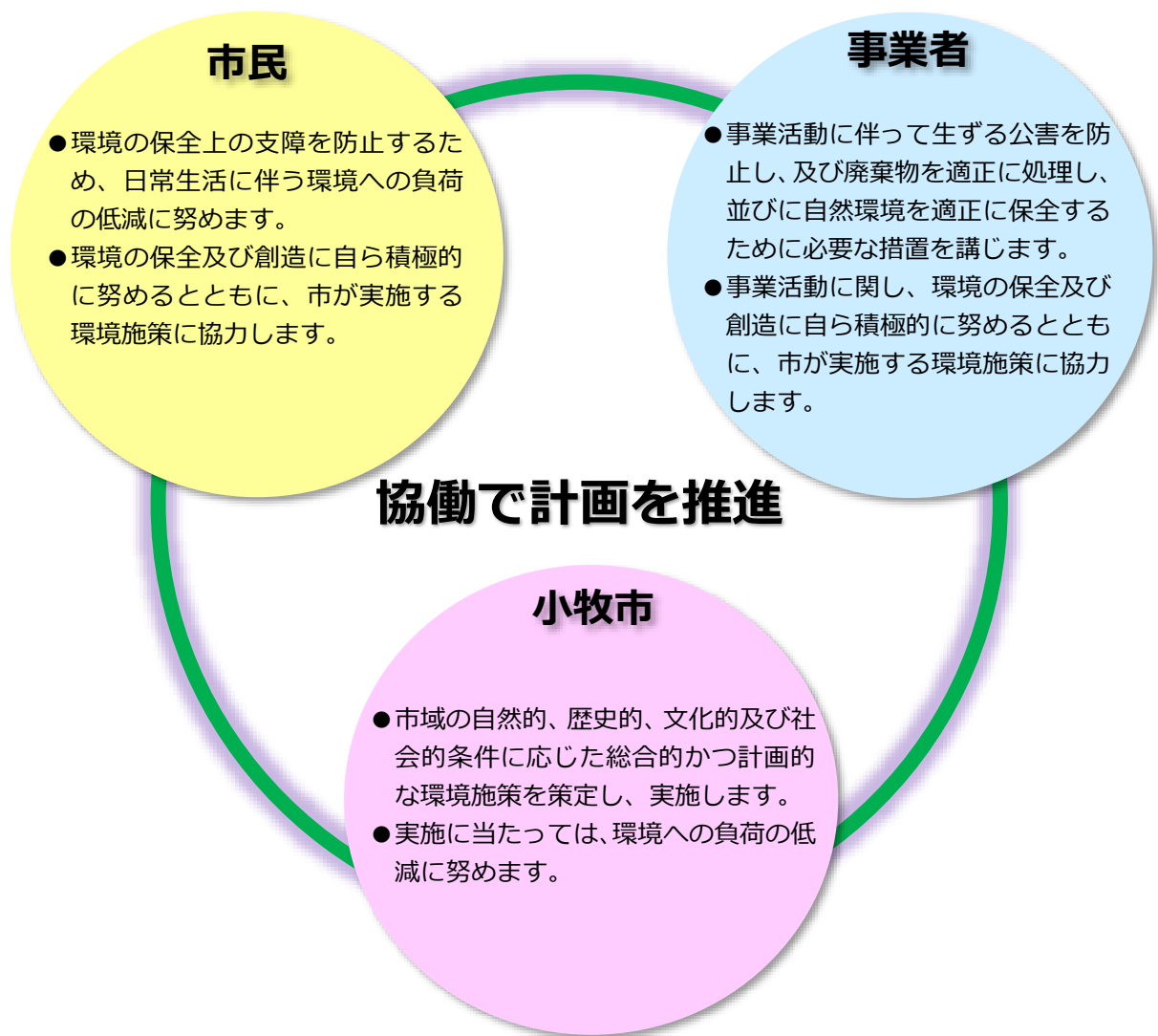
第三次小牧市環境基本計画（改定版）の対象分野



5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、「小牧市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・小牧市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。

計画の推進主体



直近における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

	環境全般	気候変動
世界の動向	●持続可能な開発目標（SDGs） 平成 27（2015）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。 これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。	●パリ協定 平成 27（2015）年 12 月に採択され、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス排出量削減の目標に向けて取組を実施すること等が規定されました。 ●グラスゴー気候合意 令和 3（2021）年 11 月の「COP26」にて、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。
国の動向	●第六次環境基本計画 令和 6（2024）年 5 月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。気候変動、生物多様性の損失、汚染の直面する 3 つの危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や「カーボンニュートラル」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。	●2050 年カーボンニュートラル宣言 令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和 3（2021）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガス排出量の 46%削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。 また、同年に、既に生じている気候変動による影響に対応するため、「気候変動適応計画」も改定されました。
愛知県の動向	●第 5 次愛知県環境基本計画 令和 3（2021）年 2 月に策定され、「日本一環境にやさしいあいち」「環境と経済成長が好循環しているあいち」「地域が活性化している魅力あるあいち」を目指す姿とし、「地球温暖化対策」「自然との共生」「資源循環」「安全・安心の確保」「行動する人づくり」の取組分野ごとに重点施策を掲げています。	●あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版） ●愛知県気候変動適応計画 令和 4（2022）年 12 月に策定され、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた愛知県のビジョンと各部門の重点施策などを掲げています。 また、別冊として「気候変動適応計画」があり、農業分野における高温耐性品種・対策技術の開発や総合的な治水対策、土砂災害防止施設の整備などが掲げられています。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。

令和元（2019）年5月に開催されたCOP14では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20 大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

令和6（2024）年8月に策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を主眼に、持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、5つの重点分野が掲げられています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が公布されました。

●愛知県廃棄物処理計画 （愛知県食品ロス削減推進計画）

令和4（2022）年2月に策定され、循環型社会の形成に向けて、3Rの促進や循環ビジネスの振興等に関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県が定めるべきものとされる「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

生物多様性

●昆明・モンテリオール生物多様性枠組

COP10で採択された「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月にCOP15で採択されました。生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を実現するため、2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、経済活動における生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30目標

令和4（2022）年4月に「30 by 30ロードマップ」を策定し、令和5（2023）年4月から、自然保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域を自然共生サイトに認定する制度が創設されています。

令和5（2023）年3月には、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、30 by 30目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復を含む5つの基本戦略が掲げられています。

●あいち生物多様性戦略 2030

令和3（2021）年2月に策定され、2050年に向けた長期目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とする「あいち方式 2030」を推進することが定められています。

里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原といった愛知県を代表する生態系ごとに、今後目指すべき姿を示しています。

第三次計画（改定版）は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会経済情勢の変化や市民の意識、現行計画の進捗評価などを踏まえ、課題解決のための以下の視点を踏まえた計画とします。

① 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた計画

国の第六次環境基本計画では、「環境保全を通じた、『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」を目的に据え、ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤になるとし、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決していく方針が掲げられています。

環境保全の取組は、温室効果ガスの排出量削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災や経済活性化など、地域の経済や社会などの様々な課題解決にもつながります。

小牧市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化するとともに、環境にやさしいまちづくりを目指した環境施策の実施が、「ウェルビーイング／高い生活の質」につながることを、庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、連携を強化した上で計画の推進を図る必要があります。

② 2050年カーボンニュートラルの実現を目指した計画

国は令和2（2020）年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、小牧市においても、令和3（2021）年6月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

カーボンニュートラルの実現に向け、国の中期目標年度である令和12（2030）年までを取組の加速期間として位置付け、地球温暖化対策の強化を図り、具体的な取組を示していく必要があります。

③ 気候変動に適應するレジリエント^{※1}なまちづくりを目指した計画

令和4（2022）年7月豪雨など、小牧市においても床下浸水の被害など自然災害に見舞われています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。

顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの小牧市における気候変動リスクを把握した上で、多様なリスクに対応していくことが必要です。防災・減災につながるグリーンインフラ^{※2}や災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギーなどを有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちとなるような方向性を盛り込む必要があります。

※1 防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する。

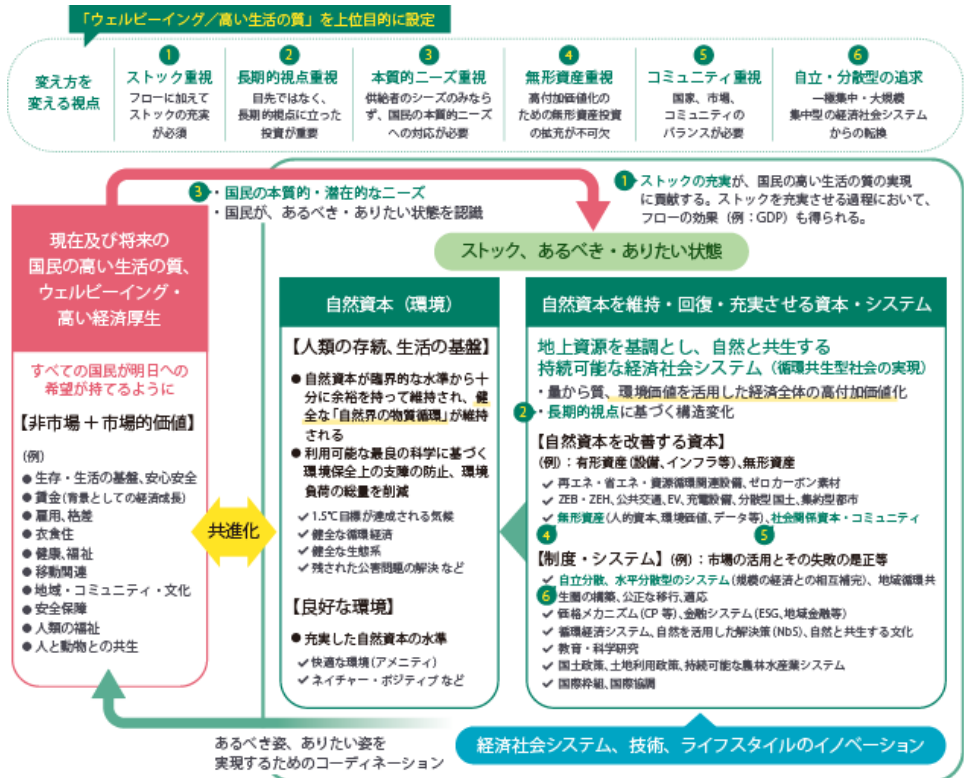
※2 自然環境が有する多様な機能（洪水抑制、水質浄化、生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

解説

ウェルビーイングとは？

ウェルビーイング（Well-being）は、well（よい）と being（状態）からなる言葉で、世界保健機関（WHO）では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と紹介しています。

国の「第六次環境基本計画」では、「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目標として掲げており、環境政策を起点として環境・経済・社会面を統合的・同時解決的に対応することによって、市場を通じた価値（賃金、GDP、金融資産等）と非市場的価値（健康、快適さ、主観的幸福感等）の双方を引き上げていくような「新たな成長」を目指すこととしています。



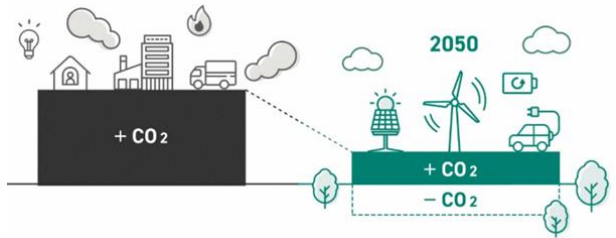
資料：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

解説

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」又は「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じ量である」という概念をカーボンニュートラルといいます。

世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた動きが加速している背景として、最新の気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第6次評価報告書において「早ければ2030年代前半に世界平均気温の上昇が産業革命前に比べて1.5℃を超える」と予測されており、令和12(2030)年頃までに最大限の削減努力を講じないと、パリ協定の「産業革命以降の温度上昇を1.5℃以内に抑える」という努力目標（1.5℃目標）は達成することが難しく、今世紀末の気候変動が深刻な状態になることが予測されています。



④ 循環経済（サーキュラーエコノミー）を見据えた計画

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害や天然資源の枯渇など、様々な環境問題につながることでわかっています。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。今後の持続可能な経済成長や発展を実現するために重要とされていることから、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等につながる方向性を、計画として示していくことが求められます。

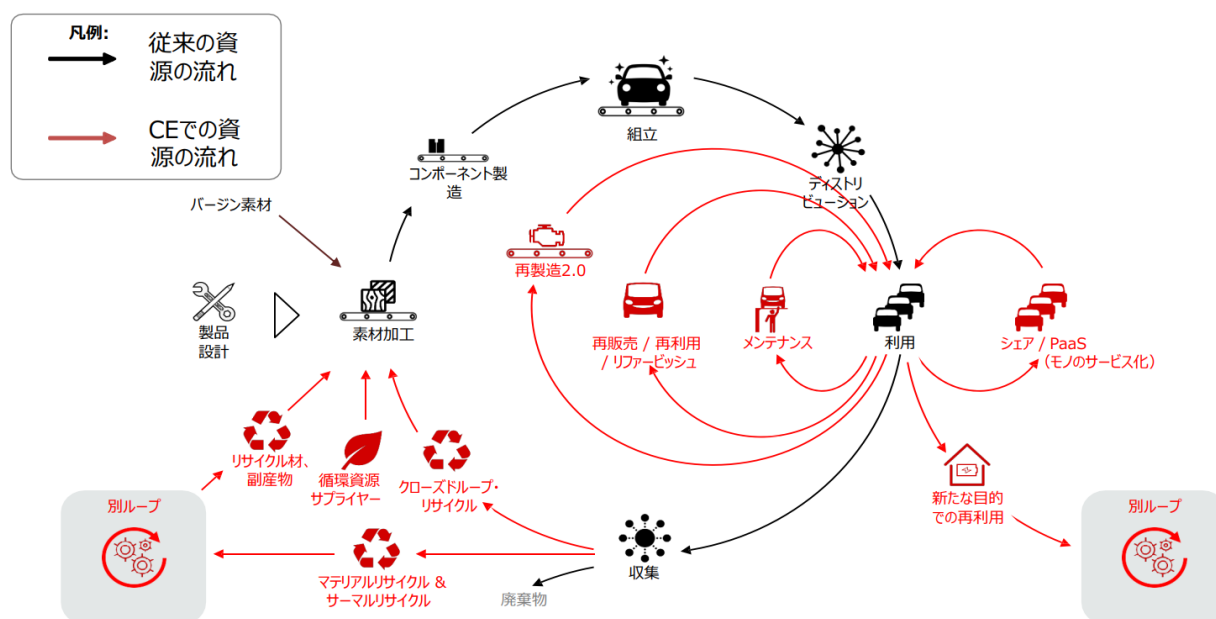
解説

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは？

循環経済（サーキュラーエコノミー：CE）とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進む直線型経済（リニアエコノミー）に代わって、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型の経済社会活動のことです。

経済システムに投入した原材料や製品はその価値をできる限り高く保ったまま循環させ続けることで自然を再生し、人々のウェルビーイングや環境負荷と経済成長を分離することを目指しています。

単なる環境規制ではなく、経済の仕組みを変える政策として各国が推進しており、ビジネス界も循環経済を意識した活動に変化しています。



資料：循環経済ビジョン 2020（経済産業省）

⑤ 自然再興（ネイチャーポジティブ）を見据えた計画

令和4（2022）年12月に開催された COP15において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、目指すべき2050年ビジョン「自然と共生する世界」の達成に向けた短期目標として、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の実現が掲げられました。

この2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組んでいく方向性を、計画として示していくことが求められます。

解説

自然再興（ネイチャーポジティブ）・30 by 30 目標とは？

●自然再興（ネイチャーポジティブ）とは？

今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて数十倍～数百倍もの速度で生物が絶滅していきなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのが「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の趣旨です。

国内では、令和5（2023）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030年までにネイチャーポジティブを実現するという目標が掲げられています。

●30 by 30 目標とは？

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全する目標を「30by30 目標」といいます。この目標の達成に向け、市民・事業者・市が力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

